

令和3年度

松戸市ホテル等立地促進補助金

ホテル立地促進補助金

コンベンションホール・コンベンション

ホール付きホテル立地促進補助金

補助要領

松戸市 経済振興部 商工振興課 企業立地担当室

目 次

ページ

1. 事業の目的について P. 1
2. 補助対象事業、補助内容及び補助率等について P. 1
(1) 補助対象事業 P. 1
(2) 補助内容及び補助率等 P. 2
3. 補助期間について P. 3
4. 手続きの流れ・申請方法について P. 9
5. 提出書類等の様式について P. 15

1. 事業の目的について

市内において宿泊施設及びコンベンションホールの営業を行う者に対し補助金を交付することによって、これらの施設の立地の促進及び雇用の確保を図り、もって本市の経済振興に資することを目的とするものです。

2. 補助対象事業、補助内容及び補助率等について

(1) 補助対象事業

松戸市内において事業を開始する者が、次の補助対象施設を整備（施設の建設・取得・賃借）し、常時雇用者（※1）が一定人数以上となる場合を対象とします。補助対象施設及び雇用要件は、表1のとおりです。

表1. 補助対象施設及び雇用要件

補助対象施設	定義	雇用要件 (※2)
ホテル	旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定するホテル営業の施設で、客室数が150室以上あるもの。	常時雇用者 10人以上 (※3)
コンベンションホール	講演会・会議・展示会等を開催するための設備を備えたホールで、床面積が500㎡以上あるもの(当該施設内に調理場を有するものに限る。)(※4)	
コンベンションホール付きホテル	講演会・会議・展示会等を開催するための設備を備えたホールで、床面積が500㎡以上あるもの(※4)を有するホテル(※5)のうち、客室数が200室以上あるもの。	
市長が特に認める施設	市長がその都度定める施設	

※1 本補助金において「常時雇用者」とは、以下の全てを満たした者としてします。

- ・補助事業者によって直接雇用されていること。
- ・期間の定めのない雇用、又は1年以上の有期雇用であって更新を妨げないものであること。
- ・雇用保険被保険者であり、なおかつ社会保険被保険者であること。

※2 雇用要件は、申請年度の実績報告時点において満たしていることが必要です。

※3 補助事業者によって直接雇用されている者のうち、「常時雇用者以外の雇用者（パートタイム雇用者等）であって、松戸市に住民票を有する者」2名につき、「常時雇用者」1名とみなすことが出来るものとします。

また、本補助金の活用を検討している事業者は、「常時雇用者」を新規雇用する際に、出来る限り松戸市民を優先して雇用するよう努めてください。

※4 葬儀を主たる使用目的とするもの及び通常レストラン経営の用に供されるものを除

きます。

※5 旅館業法第2条第2項に規定するホテル営業の施設をいいます。

※6 補助対象に該当するかどうかの判断は、上記の定義に該当するかどうかのほか、予算の執行や市の施策の状況によります。立地計画書提出の1カ月前までに、松戸市役所商工振興課窓口にて、計画についてご相談ください。また、あくまで予算の範囲内で補助金を交付いたしますので、予算の状況によっては本要領で定める補助金額の満額を交付できない場合もございます。

(2) 補助内容及び補助率等

補助内容、補助率・補助金額、上限額は以下のとおりです。

表2. 補助内容、補助率・補助金額、上限額

①ホテル立地促進補助金

補助内容	補助率・補助金額	補助金の上限額
(A) 固定資産税・都市計画税 に対する補助 (土地・建物・償却資産)	1/2以内	1年度当たり 3,000万円
(B) 土地・施設の賃借料に対する補助 (※9)	1/3以内	1年度当たり 1,000万円
(C) 雇用奨励補助 (※10・※11)	新規常時雇用者(※12) 1人当たり2万円/月	1年度当たり 500万円

②コンベンションホール・コンベンションホール付きホテル立地促進補助金

補助内容	補助率・補助金額	補助金の上限額
(A) 固定資産税・都市計画税 に対する補助 (土地・建物・償却資産)	2/3以内	1年度当たり 3,000万円
(B) 土地・施設の賃借料に対する補助 (※9)	1/2以内	1年度当たり 2,000万円

<p>(C) 雇用奨励補助 (※10・※11)</p>	<p>新規常時雇用者(※12) 1人当たり2万円/月</p>	<p>1年度当たり 500万円</p>
<p>(D) 運営費補助</p>	<p>コンベンションホールの運営に係る人件費(※13)又は委託料の1/2以内</p>	<p>1年度当たり 500万円</p>

※7 (A)と(B)を併用申請することはできません。

※8 途中で(A)から(B)、又は(B)から(A)へ変更することはできません。

※9 土地・施設の賃借料に対する補助に関し、操業開始日が月途中である場合は、補助対象期間の開始月及び終了月における補助額は日割りで積算するものとします。

※10 雇用奨励補助の積算対象者数は、(A)、(B)のいずれの場合も、操業開始日の前3ヶ月から後6ヶ月の間(雇用者数認定期間)に雇用された新規常時雇用者の人数とします。次年度以降の積算対象者は、雇用者数認定期間に雇用された新規常時雇用者について、各年度の補助期間終了日において引き続き雇用されている者の人数とします。(雇用者数認定期間の例：操業開始日が10月1日の場合、7月1日～翌年3月31日)

※11 雇用奨励補助に関し、月の途中で雇用された者については、(A)、(B)のいずれの場合も、当該月は雇用されていないものとみなします。

※12 「新規常時雇用者」とは、常時雇用者のうち、補助対象施設に勤務するために、補助事業者によって新規採用された本市市民、又は松戸市内に住所を移転した転入雇用者のことをいいます。

※13 コンベンションホールでの業務の他に複数の業務に従事する者の人件費は、その者の総給与額を合理的な方法により按分した金額とします。

3. 補助期間について

(1) 固定資産税・都市計画税に対する補助

① - (A) ホテル立地促進補助金

操業開始の日以後初めて対象施設について固定資産税及び都市計画税の納付義務が生じた年度から最大3年度間。

② - (A) コンベンションホール・コンベンションホール付きホテル立地促進補助金

操業開始の日以後初めて対象施設について固定資産税及び都市計画税の納付義務が生じた年度から最大10年度間。

(2) 土地・施設の賃借料に対する補助

① - (B) ホテル立地促進補助金

操業開始の日から最大3年間。

② - (B) コンベンションホール・コンベンションホール付きホテル立地促進補助金
操業開始の日から最大10年間。

(3) 雇用奨励補助

① - (C) ホテル立地促進補助金、② - (C) コンベンションホール・コンベンションホール付きホテル立地促進補助金

「固定資産税・都市計画税に対する補助」と「土地・施設の賃借料に対する補助」のうち、いずれか選択した補助内容の補助期間に準ずる。

(4) 運営費補助

② - (D) コンベンションホール・コンベンションホール付きホテル立地促進補助金

「固定資産税・都市計画税に対する補助」と「土地・施設の賃借料に対する補助」のうち、いずれか選択した補助内容の補助期間に準ずる。

※補助期間は、補助金額の満額を当該期間内全ての年度に渡って受けられることを保障するものではありません。

申請は年度ごとに行うものとし、各年度において、補助要件を満たしていることが、補助金交付の条件となります。補助要件等に対する申請者の状況や予算の状況如何では、年度により交付する額が変わることもあります。

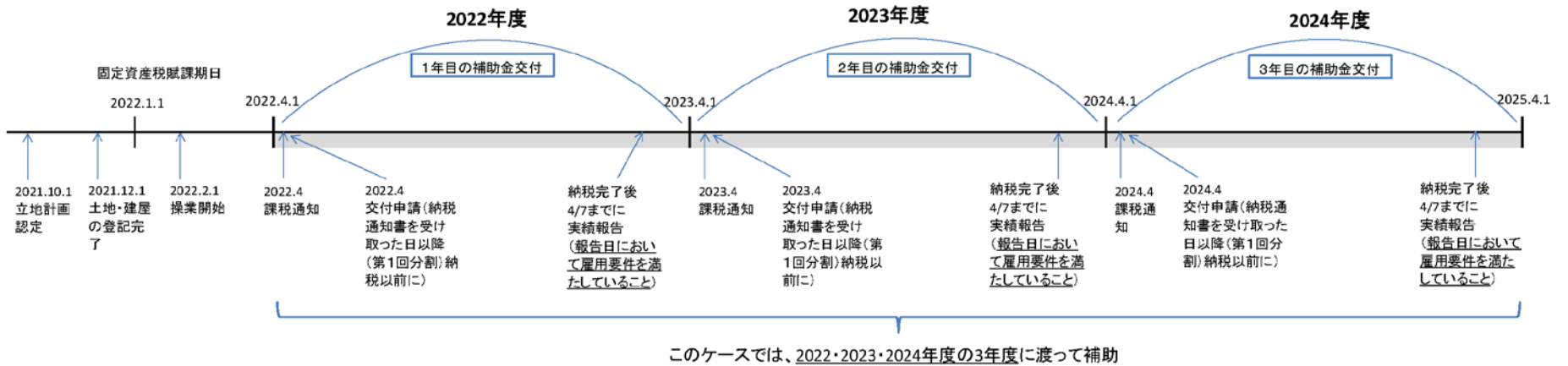
※「ホテル立地促進補助金」「コンベンションホール・コンベンションホール付きホテル立地促進補助金」いずれの場合も、当該補助金の2年度目以降の申請にあたっては、申請を行う各年度の実績報告時点において、それぞれ表1又は表2に記載の各種要件を満たしていることが必要となります。

※補助対象期間の考え方は、次頁の事例をご参照ください。

「固定資産税・都市計画税に対する補助」を選択する場合 ①(ホテル立地促進補助金、コンベンションホール・コンベンションホール付きホテル立地促進補助金共通)

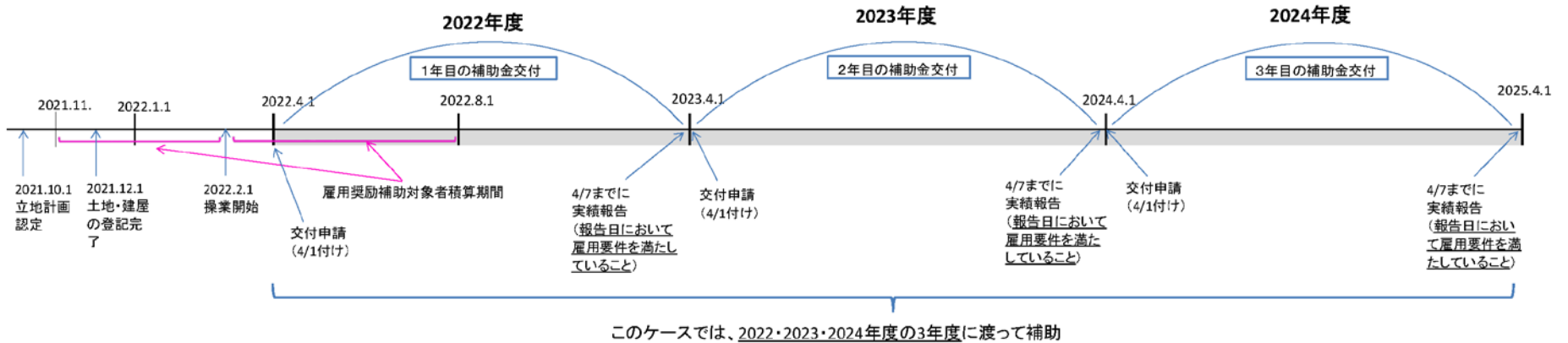
立地計画認定	2021.10.1
土地・建屋取得	2021.11.1
土地・建屋登記完了	2021.12.1
操業開始日	2022.2.1

①固定資産税・都市計画税に対する補助



07

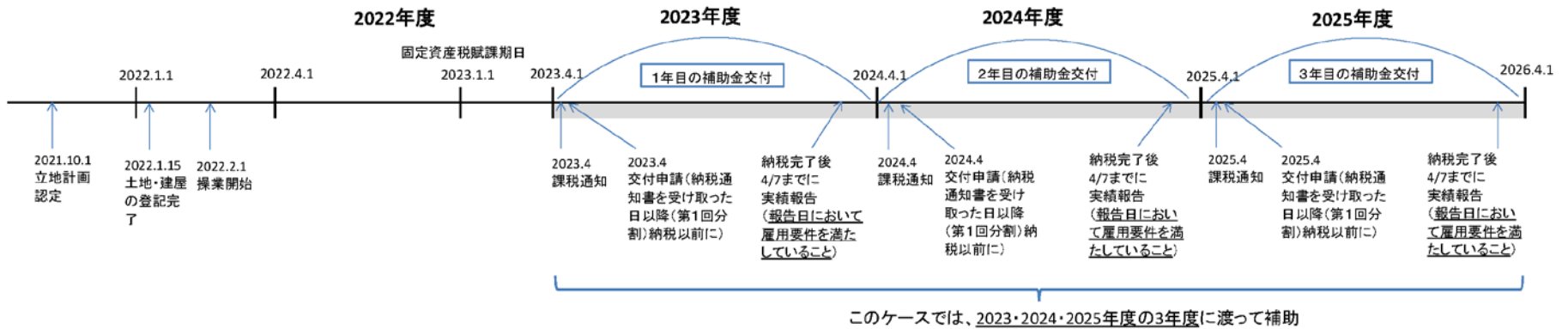
②雇用奨励補助



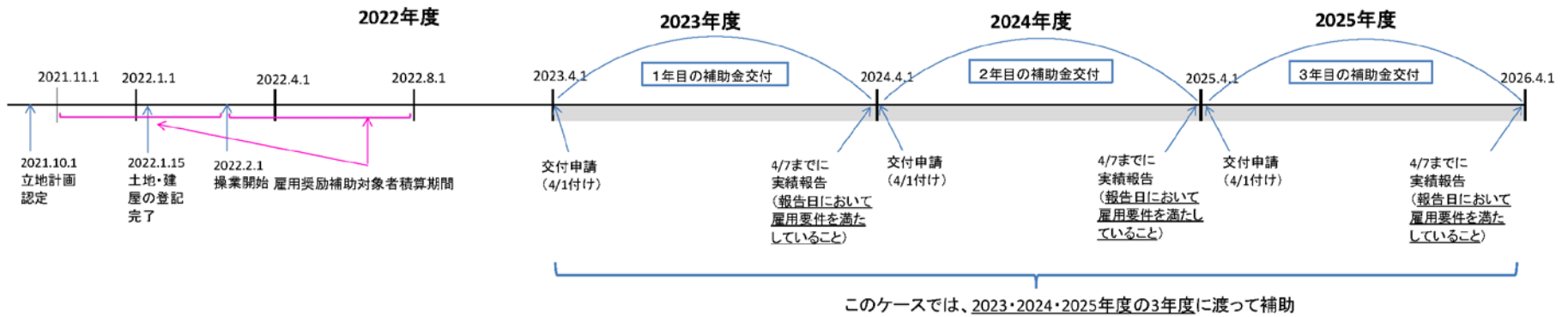
「固定資産税・都市計画税に対する補助」を選択する場合 ②(ホテル立地促進補助金、コンベンションホール・コンベンションホール付きホテル立地促進補助金共通)

立地計画認定	2021.10.1
土地・建屋取得	2021.11.1
土地・建屋登記完了	2022.1.15
操業開始日	2022.2.1

①固定資産税・都市計画税に対する補助



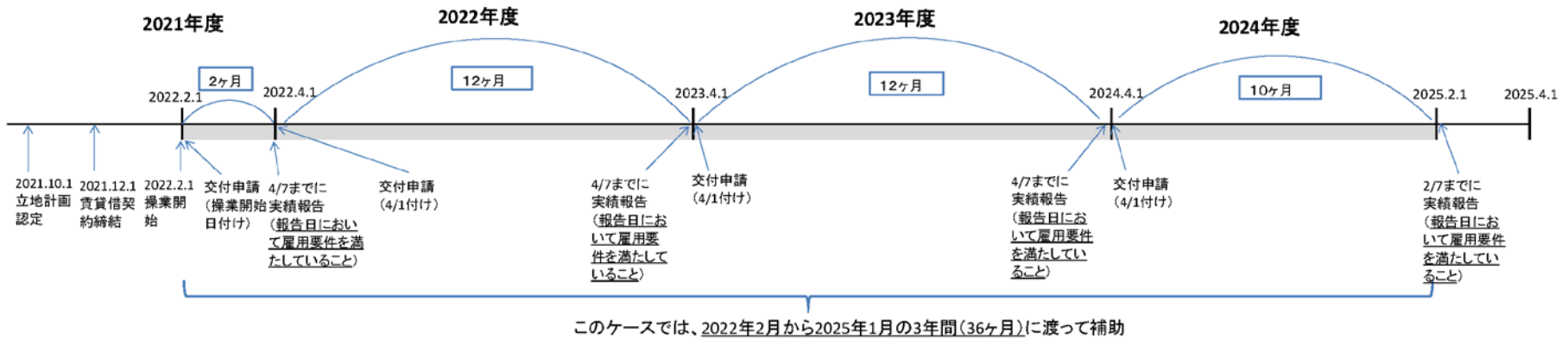
②雇用奨励補助(新規所有型企業立地促進補助金のみ)



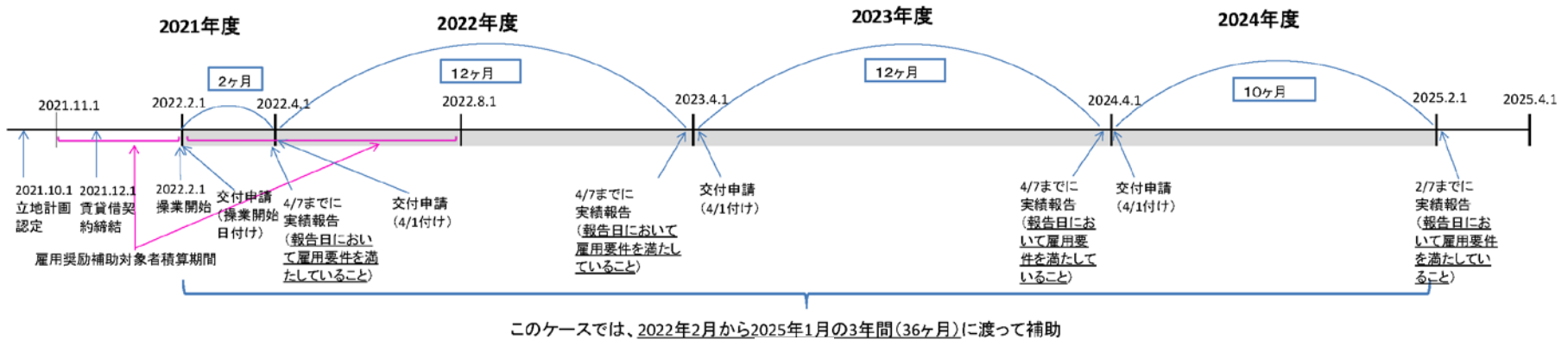
「土地・施設の賃借料に対する補助」を選択する場合 ①(ホテル立地促進補助金、コンベンションホール・コンベンションホール付きホテル立地促進補助金共通)

ホテル等賃借	
立地計画認定	2021.10.1
賃貸借契約締結	2021.12.1
操業開始日	2022.2.1

①土地・施設の賃借料に対する補助



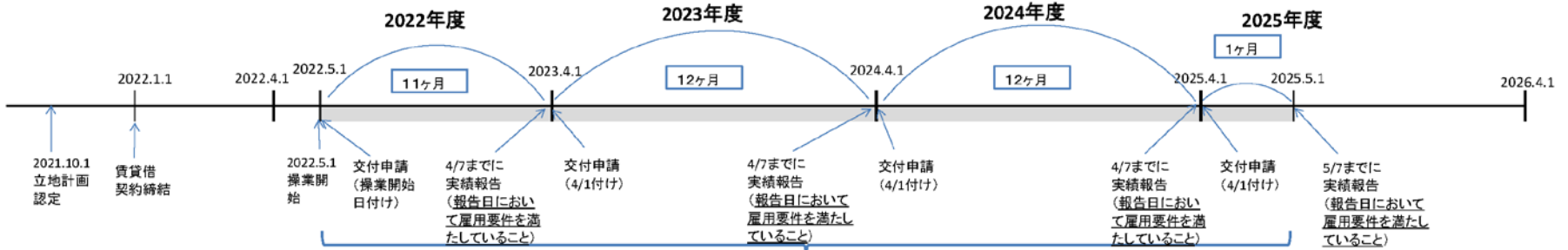
②雇用奨励補助



「土地・施設の賃借料に対する補助」を選択する場合 ②(ホテル立地促進補助金、コンベンションホール・コンベンションホール付きホテル立地促進補助金共通)

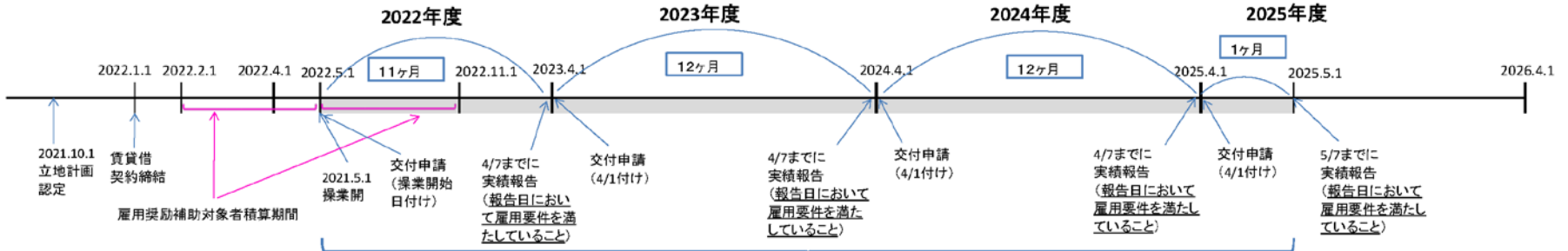
ホテル等賃借	
立地計画認定	2021.10.1
賃貸借契約締結	2022.1.1
操業開始日	2022.5.1

①土地・施設の賃借料に対する補助



このケースでは、2021年5月から2024年4月の3年間(36ヶ月)に渡って補助

②雇用奨励補助



このケースでは、2022年5月から2025年4月の3年間(36ヶ月)に渡って補助

4. 手続きの流れ・申請方法について

(1) 立地計画書の提出

本補助金の交付を希望する者は、事前に立地計画書（P. 17～22）を市に提出し、当該計画について市の承認を得る必要があります。市は、提出された計画の内容が本補助金交付の条件に沿ったものであるか等の観点から審査を行い、承認の可否を決定します。

※補助対象に該当するかどうかの判断は、表1における補助対象施設の定義に該当するかどうかのほか、予算の執行や市の施策の状況によります。立地計画書の提出の1カ月前までに、松戸市役所商工振興課窓口にて、計画についてご相談ください。

①「固定資産税・都市計画税に対する補助」を選択する場合

（ホテル立地促進補助金、コンベンションホール・コンベンションホール付きホテル立地促進補助金共通）

立地に係る対象施設の建物の建設着手又は取得契約の前に、立地計画書を提出してください。なお、土地の取得契約は、立地計画書の提出前でも差し支えないものとします。

②「土地・施設の賃借料に対する補助」を選択する場合

（ホテル立地促進補助金、コンベンションホール・コンベンションホール付きホテル立地促進補助金共通）

立地に係る対象施設の賃貸借契約締結の前に立地計画書を提出してください。

※ 立地計画書提出後であれば、市による承認通知書の送付を待たずに“建設に着手”、“施設の取得契約を締結”、“施設の賃貸借契約を締結”しても差し支えありません。

※ 立地計画の承認を受けた場合でも、その後の計画変更等により、補助金の交付申請前に交付要件を満たさなくなった場合には、立地計画の承認を取り消すものとします。

【結果の通知等】

立地計画書の審査結果（承認または不承認）は、市役所商工振興課から郵送により通知します。承認を受けた場合は、操業開始後、補助金の交付に係る必要な手続き（P. 12～13参照）を行ってください。

(2) 交付の申請

立地計画の承認を受けた者は、別紙の交付申請書（P. 24～27）に下記の書類を添付のうえ、市役所商工振興課に提出してください。

【添付書類】

- ・ 企業概要書（P. 28）
- ・ 事業概要書（P. 29～32）
- ・ 法人の登記事項証明書
- ・ 直近の決算書類
- ・ 取得した土地・家屋・償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の納税通知書の写し
- ・ 賃貸借契約書の写し

※「固定資産税・都市計画税に対する補助」を選択する場合に限る。

※「土地・施設の賃借料に対する補助」を選択する場合に限る。

- ・ その他市長が必要と認める書類

①「固定資産税・都市計画税に対する補助」を選択する場合

(ホテル立地促進補助金、コンベンションホール・コンベンションホール付きホテル立地促進補助金共通)

○ 固定資産税・都市計画税に対する補助

納税通知書を受け取った日以降、納税前（分割払の場合は初回の納税前）、かつ、初回の納税期限までに申請を行うこととします。

○ 雇用奨励補助・運営費補助

当該申請年度の4月1日付けで申請を行うこととします。

②「土地・施設の賃借料に対する補助」を選択する場合

(ホテル立地促進補助金、コンベンションホール・コンベンションホール付きホテル立地促進補助金共通)

○ 土地・施設の賃借料に対する補助

初年度は操業開始日付けで申請を行い、次年度以降の申請は、当該年度の4月1日付けで行うこととします。

○ 雇用奨励補助・運営費補助

初年度は操業開始日付けで申請を行い、次年度以降の申請は、当該年度の4月1日付けで行うこととします。

(3) 操業開始届

いずれの場合も、操業開始日から14日以内に操業開始届（第1号様式（P. 23））を市に提出してください。

(4) 実績報告

補助金の交付の決定を受けた者は、別紙の実績報告書（P. 34～42）に下記の書類を添付のうえ、市役所商工振興課に提出してください。

【添付書類】

- ・ 雇用要件を満たすことを証明する書類

□ 「10人以上の常時雇用者」の名簿

（「常時雇用者以外の雇用者で、松戸市に住民票を有する者」をこの算定に加える場合は、該当する者の名簿も提出すること。）

□ 「10人以上の常時雇用者」の雇用保険及び社会保険の加入名簿

（「常時雇用者以外の雇用者で、松戸市に住民票を有する者」をこの算定に加える場合は、該当者の住民票（2週間以内に発行されたもの）も提出すること。）

- ・ 新規常時雇用者名簿

※雇用奨励補助の交付の決定を受けた場合に限る。

- ・ 新規常時雇用者に係る住民票の写し並びに雇用保険及び社会保険の加入名簿
※雇用奨励補助の交付の決定を受けた場合に限る。
- ・ 取得した土地・家屋・償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の納税証明書
※「固定資産税・都市計画税に対する補助」を選択する場合に限る。
- ・ 賃借料支払証明書（P. 38）
※「土地・施設の賃借料に対する補助」を選択する場合に限る。
- ・ 松戸商工会議所の加入申込書の写し
- ・ その他市長が必要と認める書類

①「固定資産税・都市計画税に対する補助」を選択する場合

（ホテル立地促進補助金、コンベンションホール・コンベンションホール付きホテル立地促進補助金共通）

○固定資産税・都市計画税に対する補助

納税完了日（分割払の場合は、当該年度に係る全ての納付が完了した日）以降、次年度の4月7日までにを行うこととします。

○雇用奨励補助・運営費補助

申請年度の補助期間終了日以降、次年度の4月7日までに報告を行うこととします。

※上記のいずれにおいても、申請年度の実績報告日において、表1（P. 1）に記載の雇用要件を満たしていることが必要です。

②「土地・施設の賃借料に対する補助」を選択する場合

（ホテル立地促進補助金、コンベンションホール・コンベンションホール付きホテル立地促進補助金共通）

○土地・施設の賃借料に対する補助

申請年度の補助期間終了日以降、次年度の4月7日までに報告を行うこととします。ただし、補助金の最終交付年度である場合は、補助期間満了日から3ヶ月以内に報告を行うこととします。（補助期間終了日が、当該日が属する年度の1月以降に到来する場合には、次年度の4月7日までに報告を行うこととします。）

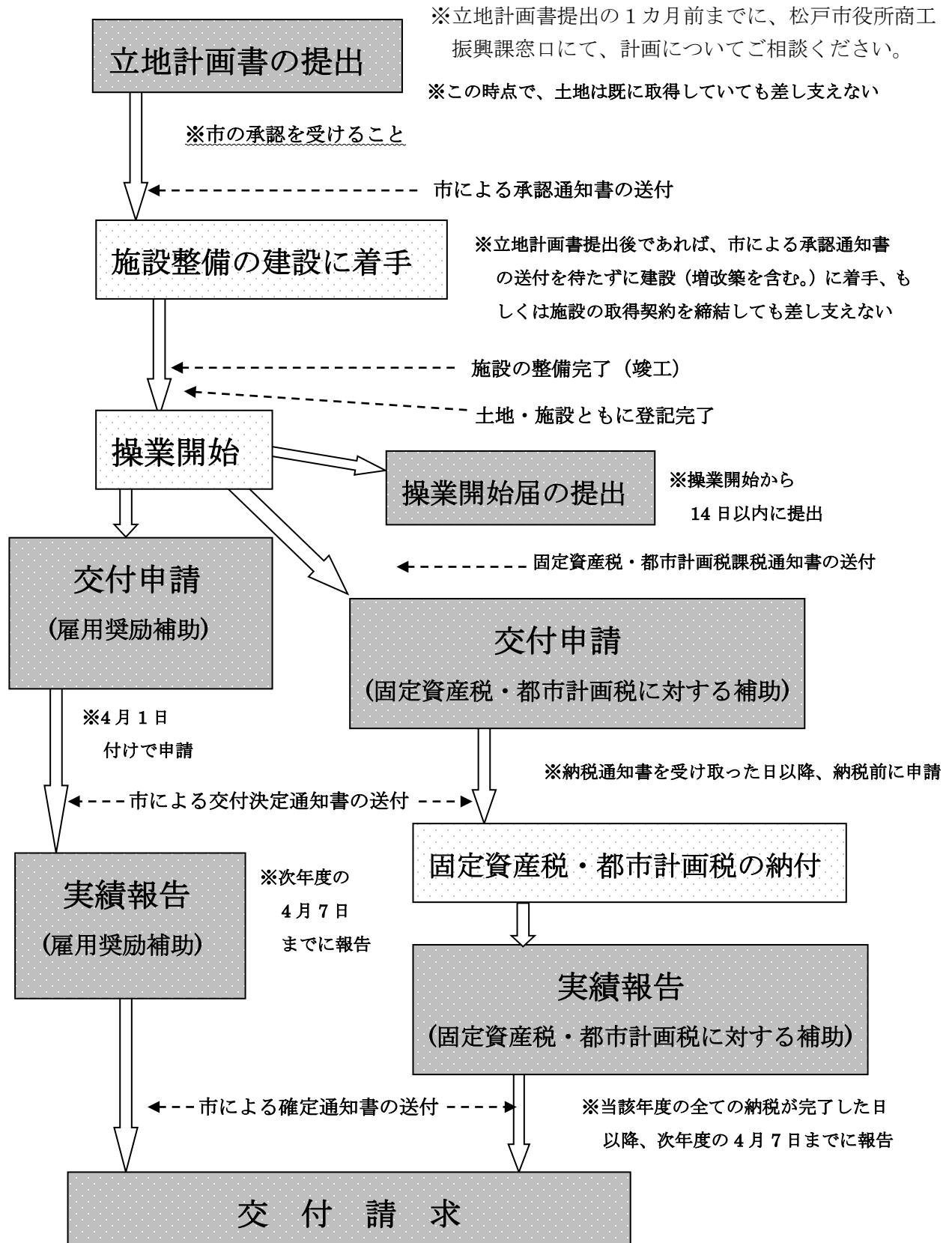
○雇用奨励補助・運営費補助

申請年度の補助期間終了日以降、次年度の4月7日までに報告を行うこととします。ただし、補助金の最終交付年度である場合は、補助期間満了日から3ヶ月以内に報告を行うこととします。（補助期間終了日が、当該日が属する年度の1月以降に到来する場合には、次年度の4月7日までに報告を行うこととします。）

※上記のいずれにおいても、申請年度の実績報告日において、表1（P. 1）に記載の雇用要件を満たしていることが必要です。

～ 「固定資産税・都市計画税に対する補助」 の場合の手続きの流れ ～

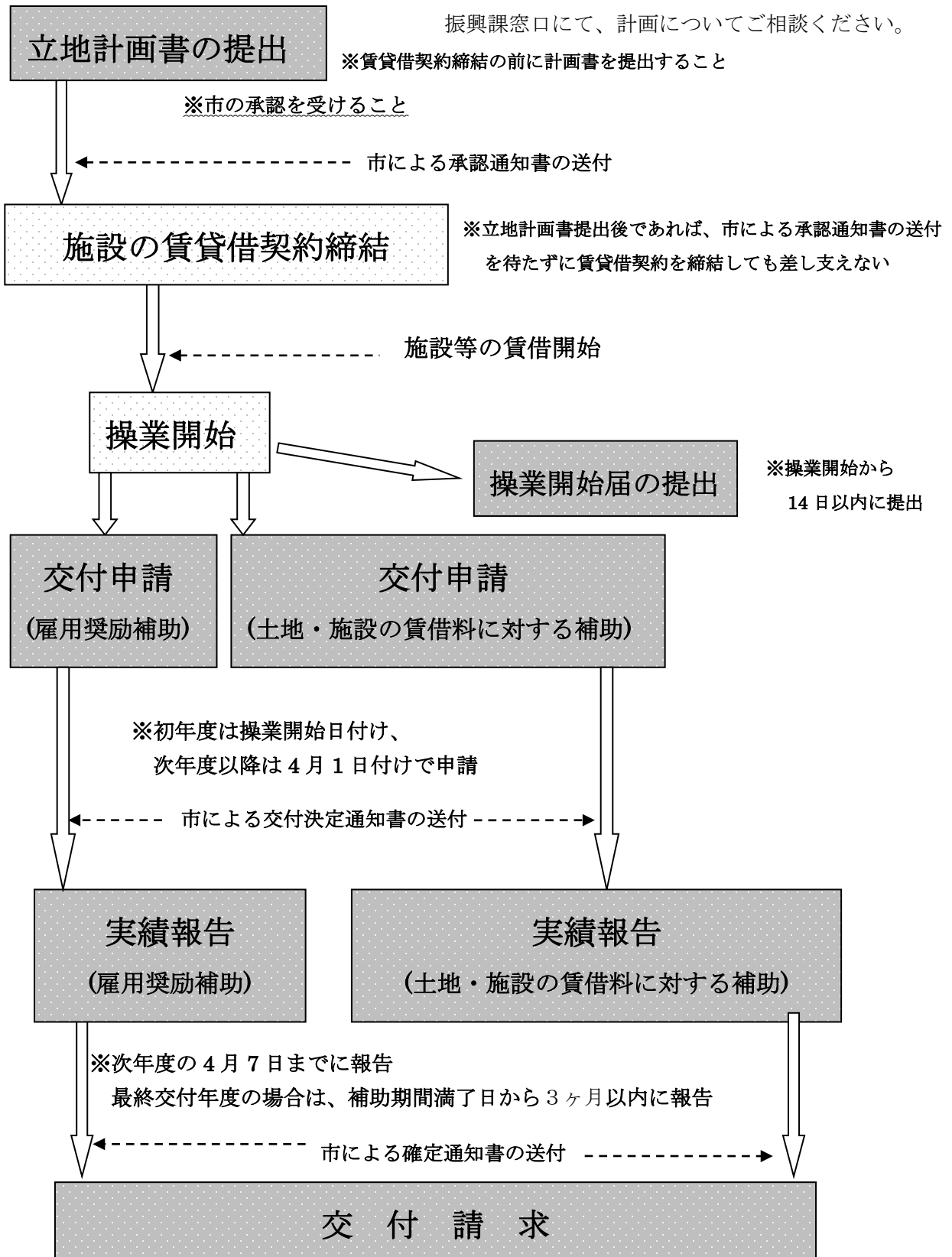
(ホテル立地促進補助金、コンベンションホール・コンベンションホール付きホテル立地促進補助金共通)



～ 「土地・施設の賃借料に対する補助」 の場合の手続きの流れ ～

(ホテル立地促進補助金、コンベンションホール・コンベンションホール付きホテル立地促進補助金共通)

※立地計画書提出の1カ月前までに、松戸市役所商工振興課窓口にて、計画についてご相談ください。



(5) 提出書類について

- ① 提出に際しては、本補助要領による様式を必ず使用するとともに、用紙の大きさは A4版 で統一してください(各様式の枠を広げたり狭めたりすることは、差し支えありません)。
- ② 立地計画の承認審査期間中に、必要に応じて追加資料を提出していただくことがあります。
- ③ 提出された書類は返却いたしませんのでご注意ください。

(6) 補助事業者の義務等

本補助金の活用にあたっては、以下に記載した事項の他、松戸市補助金等交付規則及び松戸市ホテル等立地促進補助金交付要綱の規定を遵守していただくこととなりますのでご注意ください。

- ① 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の内容を変更しようとする場合、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に市の承認を得なければなりません。
- ② 補助事業者は、交付決定日から起算して5年を経過する日まで、当該立地の計画に係る事業を継続しなければなりません。継続できない場合は、原則として補助金を返還していただくこととなります。ただし、事業の休止又は廃止についてやむを得ない事由があると市長が認める場合は、この限りではありません。
- ③ 補助事業者が、次のいずれかに該当すると認められる場合は、補助金の全部もしくは一部を取り消し、既に交付した補助金については、その全部もしくは一部を返還していただくこととなります。
 - ・ 補助期間の固定資産税・都市計画税を減額する更正を受けたとき。
(ただし、固定資産税・都市計画税に対する補助に限る。)
 - ・ 市税を滞納したとき。
 - ・ 操業に際し、重大な法令違反等があったことが明らかになったとき。
 - ・ その他、市長が補助措置を講じたことが不適当と認めるとき。
- ④ 合併、譲渡、分割その他の理由により補助事業者の事業を承継した場合において、当該施設での事業が継続される場合は、市長の承認を受けることによって補助金の交付を受ける地位の承継が可能です。そのような場合は、事前に市役所商工振興課にご連絡ください。
- ⑤ 補助事業者は、実績報告をするまでに、松戸商工会議所の入会申込をしなければなりません。

(7) その他

- ① 補助金の支払いは、実績報告書の提出後、市が額を確定した後の精算払いとなります。
- ② 固定資産税・都市計画税に対する補助及び土地・施設の賃借料に対する補助については、市や他の機関が助成する他の制度(当該補助事業以外の補助金等)と内容が重複した交付の申請は認められませんのでご注意ください。内容が重複しない他の補助制度との併用を妨げるものではありません。
- ③ 表1(P. 1)に記載の補助対象施設であっても、次のいずれかに掲げる事業が行われる施設は、補助対象施設から除きます。
 - ・ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は警察当局から排除要請のある者が運営に関与していると認められる事業。
 - ・ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に基づき、営業の許可又は届出を要する事業。

- ・「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」第5条第1項に規定する観察処分を受けている団体又は当該団体に属する者が運営に関与していると認められる事業。
- ・宗教活動又は政治活動を目的とする事業。
- ・公序良俗に反する等、市長が不相当と認める事業

④ インターネットの利用

本補助要領は下記ホームページにも掲載しておりますのでご利用ください。

<http://www.city.matsudo.chiba.jp/index/jigyosya/syoukougyou/kigyoyuuchi.html>

書類の様式等は、ホームページからダウンロードすることができます。

⑤ 提出いただいた書類の取扱いについて

本制度では、提出いただいた書類の取り扱いは厳重に行い、企業秘密保持の観点から申請者の了解なしには申請内容等の公表は行いません。ただし、他の助成機関等からの依頼・問い合わせ等に対して、その内容を妥当と認めた場合は、使用目的を限って、その機関に申請者名、事業名、大まかな事業内容等を知らせることがあります。

5. 提出書類等の様式について

- (1) 立地計画書 (P. 17～22)
 - (2) 操業開始届【第1号様式】(P. 23)
 - (3) 松戸市ホテル等立地促進補助金交付申請書
(固定資産税・都市計画税に対する補助)【第2号様式(その1)】(P. 24)
 - (4) 松戸市ホテル等立地促進補助金交付申請書
(賃借料に対する補助)【第2号様式(その2)】(P. 25)
 - (5) 松戸市ホテル等立地促進補助金交付申請書
(雇用奨励補助)【第2号様式(その3)】(P. 26)
 - (6) 松戸市ホテル等立地促進補助金交付申請書
(運営費補助)【第2号様式(その4)】(P. 27)
 - (7) 松戸市ホテル等立地促進補助金事業承継申請書【第4号様式】(P. 33)
 - (8) 松戸市ホテル等立地促進補助金実績報告書
(固定資産税・都市計画税に対する補助)【第6号様式(その1)】(P. 34)
 - (9) 松戸市ホテル等立地促進補助金実績報告書
(賃借料に対する補助)【第6号様式(その2)】(P. 35)
- 賃借料支払証明書【第6号様式(その2)添付資料】(P. 38)

- (10) 松戸市ホテル等立地促進補助金実績報告書
(雇用奨励補助)【第6号様式(その3)】(P. 36)
- (11) 松戸市ホテル等立地促進補助金実績報告書
(運営費補助)【第6号様式(その4)】(P. 37)
- (12) 雇用と納税に関する報告書【第6号様式(その1)添付書類】【第6号様式(その2)添付書類2】(P. 39~42)
- (13) 松戸市ホテル等立地促進補助金交付請求書【第8号様式】(P. 43)

立 地 計 画 書

年 月 日

(宛先) 松戸市長

住 所
名 称
代表者氏名

印

松戸市ホテル等立地促進補助金交付要綱第3条の規定により、立地に関する計画を提出します。

事業概要書（立地計画の内容）

1 本事業の概要

(1) 申請種別（ホテル立地促進補助金、コンベンションホール・コンベンションホール付きホテル立地促進補助金のいずれかを記入）

(2) 本事業により新たに整備する施設の概要

ア 施設名称

イ 所在地

ウ 施設の区分（ホテル、コンベンションホール、コンベンションホール付きホテルのいずれかを記入）

エ 業種（日本標準産業分類による）

- ・大分類
- ・中分類
- ・小分類

オ 土地の概要

	敷地面積	m ²
	取得（予定）日	年 月（所有の場合）
	登記（予定）時期	年 月（所有の場合）
	賃借開始予定時期	年 月（賃借の場合）
	前所有者又は貸主	

カ 建物の概要

	造	階建	m ² （延べ）
（ホテル、コンベンションホール付きホテルにあつては、客室数			室）
（コンベンションホール、コンベンションホール付きホテルにあつてはコンベンションホールの面積			
	取得予定日	年 月（所有の場合）	m ² ）
	登記予定時期	年 月（所有の場合）	
	賃借開始予定時期	年 月（賃借の場合）	
	前所有者又は貸主		

(3) 当該施設における事業内容等

(4) 本事業のスケジュール

ア 着工（取得）予定日	年	月	日
（賃借型の場合：土地・建物の賃借契約締結予定日）			
イ 竣工予定時期	年	月	日
（賃借型の場合：整備完了予定時期）			
ウ 操業開始予定時期	年	月	日

(5) 本事業の収支予算

ア 収入

項目	金額		
自己資金	円		
起債又は借入金	円		
補助金等の交付 (※)	円	補助金名 (額)	(円)
		補助金名 (額)	(円)
その他	円		
合 計	円		

※当該立地に際し、国・県・市その他の補助金等について交付（予定）がある場合に記載のこと。

イ 支出

項目	当該立地に係る経費	備考
土地取得費	円	
土地造成費	円	
建物取得費	円	
設備費	円	
その他	円	
合計	円	

2 本事業に伴う雇用の状況及び人員計画

(1) 「本事業により新たに整備する施設」における雇用者の予定数

初回の申請年度の実績報告書提出日における			常時雇用者以外の雇用者 であって松戸市に住民票 を有する者の人数 ※実績報告書提出時の予定数
常時雇用者数 (※1) (予定)	うち新規常時雇用者数 (※2)		
	雇用奨励補助の対 象となる人数 (※3)	左記以外の人数	
人	人	人	人

- ※1 常時雇用者数は、松戸市ホテル等立地促進補助金交付要綱第2条第2号に規定する者の人数を記載すること。
- ※2 新規常時雇用者数は、松戸市企業立地促進補助金交付要綱第2条第3号に規定する者の人数を記載のこと。
- ※3 新規常時雇用者のうち、操業開始日の前3ヶ月から後6ヶ月の間（雇用者数認定期間）に雇用される予定の者の人数を記載のこと。

(2) コンベンションホールの運営形態（いずれかに○をつけてください。）

自社運営 ・ 外部委託 ・ その他（具体的に： _____）

(3) コンベンションホールの運営に必要な人数（予定）

人（うち、コンベンションホールにのみ従事する人数 _____ 人）

3 本事業に係る環境の保全に関する事項

環境の保全に関する項目	左記に対する対応
大気（ばい煙・粉塵等）に関すること	
騒音・振動に関すること	
土壌汚染・水質に関すること	
廃棄物に関すること	
その他	

操業開始届

年 月 日

(宛先) 松戸市長

届出者 住 所
名 称
代表者氏名 印

年 月 日付け 第 号で承認のあった立地の計画に係る施設の操業を開始したので、松戸市ホテル等立地促進補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 操業開始日 年 月 日
- 4 施設の従業員数 人
- 5 立地計画承認 年 月 日付け 第 号
- 6 添付書類

松戸市ホテル等立地促進補助金交付申請書
（固定資産税・都市計画税に対する補助）

年 月 日

（宛先）松戸市長

申請者 住 所
名 称
代表者氏名 印

松戸市ホテル等立地促進補助金（固定資産税・都市計画税に対する補助）の交付を受けたいので、
松戸市補助金等交付規則第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 申請額 円
- 2 施設の名称
- 3 施設の所在地
- 4 補助対象年度 年度分（ 年度目）
- 5 立地計画承認 年 月 日付け 第 号
- 6 操業開始日 年 月 日
- 7 添付書類

松戸市ホテル等立地促進補助金交付申請書
（賃借料に対する補助）

年 月 日

（宛先）松戸市長

申請者 住 所
名 称
代表者氏名 印

松戸市ホテル等立地促進補助金（賃借料に対する補助）の交付を受けたいので、松戸市補助金等交付規則第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 申請額 円
- 2 施設の名称
- 3 施設の所在地
- 4 本年度の補助期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 立地計画承認 年 月 日付け 第 号
- 6 操業開始日 年 月 日
- 7 添付書類

松戸市ホテル等立地促進補助金交付申請書
（雇用奨励補助）

年 月 日

（宛先）松戸市長

申請者 住 所
名 称
代表者氏名 印

松戸市ホテル等立地促進補助金（雇用奨励補助）の交付を受けたいので、松戸市補助金等交付規則第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 申請額 円
- 2 施設の名称
- 3 施設の所在地
- 4 雇用者数認定期間 年 月 日から 年 月 日まで
(操業開始日の3月前から操業開始日の6月後まで)
- 5 本年度の補助期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 6 本年度の雇用奨励補助の対象者数（見込み） 人
- 7 立地計画承認 年 月 日付け 第 号
- 8 操業開始日 年 月 日
- 9 添付書類

松戸市ホテル等立地促進補助金交付申請書
（運営費補助）

年 月 日

（宛先）松戸市長

申請者 住 所
名 称
代表者氏名 印

松戸市ホテル等立地促進補助金（運営費補助）の交付を受けたいので、松戸市補助金等交付規則第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 申請額 円
- 2 施設の名称
- 3 施設の所在地
- 4 コンベンションホールの運営形態
- 5 本年度の補助期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 6 立地計画承認 年 月 日付け 第 号
- 7 操業開始日 年 月 日
- 8 添付書類

事業概要書

1 本事業の概要

(1) 申請種別 (ホテル立地促進補助金、コンベンションホール・コンベンションホール付きホテル立地促進補助金のいずれかを記入)

(2) 本事業により新たに整備した施設の概要

ア 施設名称

イ 所在地

ウ 施設の区分 (ホテル、コンベンションホール、コンベンションホール付きホテルのいずれかを記入)

エ 業種 (日本標準産業分類による)

- ・大分類
- ・中分類
- ・小分類

オ 土地の概要

	敷地面積	m ²
	取得日	年 月 (所有の場合)
	登記日	年 月 (所有の場合)
	賃借開始日	年 月 (賃借の場合)
	前所有者又は貸主	

カ 建物の概要

	造	階建	m ² (延べ)
(ホテル、コンベンションホール付きホテルにあつては、客室数			室)

(コンベンションホール、コンベンションホール付きホテルにあつてはコンベンションホールの面積 m²)

	取得日	年 月 (所有の場合)
	登記日	年 月 (所有の場合)
	賃借開始日	年 月 (賃借の場合)
	前所有者又は貸主	

(3) 当該施設における事業内容等

(4) 本事業のスケジュール

ア	着工 (取得) 日	年 月 日
	(賃借型の場合：土地・建物の賃借契約締結日)	
イ	竣工日	年 月 日
	(賃借型の場合：整備が完了した日)	
ウ	操業開始日	年 月 日

(5) 本事業の収支予算

ア 収入

項目	金額		
自己資金	円		
起債又は借入金	円		
補助金等の交付 (※)	円	補助金名 (額)	(円)
		補助金名 (額)	(円)
その他	円		
合計	円		

※当該立地に際し、国・県・市その他の補助金等について交付（予定）がある場合に記載のこと。

イ 支出

項目	当該立地に係る経費	備考
土地取得費	円	
土地造成費	円	
建物取得費	円	
設備費	円	
その他	円	
合計	円	

2 本事業に伴う雇用の状況及び人員計画

(1) 「本事業により新たに整備する施設」における雇用者（従業員）数

実績報告書提出日における			常時雇用者以外の雇用者 であって松戸市に住民票 を有する者の人数 ※実績報告書提出時の予定数
常時雇用者数 (※1) (予定)	うち新規常時雇用者数 (※2)		
	雇用奨励補助の対 象となる人数 (※3)	左記以外の人数	
人	人	人	人

- ※1 常時雇用者数は、松戸市ホテル等立地促進補助金交付要綱第2条第2号に規定する者の人数を記載すること。
- ※2 新規常時雇用者数は、松戸市企業立地促進補助金交付要綱第2条第3号に規定する者の人数を記載のこと。
- ※3 新規常時雇用者のうち、操業開始日の前3ヶ月から後6ヶ月の間（雇用者数認定期間）に雇用される予定の者の人数を記載のこと。

(2) コンベンションホールの運営形態（いずれかに○をつけてください。）

自社運営 ・ 外部委託 ・ その他（具体的に： _____ ）

(3) コンベンションホールの運営に必要な人数

人（うち、コンベンションホールにのみ従事する人数 _____ 人）

3 本事業に係る環境の保全に関する事項

環境の保全に関する項目	左記に対する対応
大気（ばい煙・粉塵等）に関すること	
騒音・振動に関すること	
土壌汚染・水質に関すること	
廃棄物に関すること	
その他	

松戸市ホテル等立地促進補助金事業承継申請書

年 月 日

(宛先) 松戸市長

	住	所	
申請者	名	称	
	代表者氏名		印

松戸市ホテル等立地促進補助金の交付を受ける施設を承継したので、松戸市ホテル等立地促進補助金交付要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 施設を承継した日 年 月 日
- 4 承継の理由
- 5 承継後の変更事項
- 6 添付書類

松戸市ホテル等立地促進補助金実績報告書
（固定資産税・都市計画税に対する補助）

年 月 日

（宛先）松戸市長

	住 所	
申請者	名 称	
	代表者氏名	印

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった松戸市ホテル等立地促進補助金（固定資産税・都市計画税に対する補助）について、松戸市補助金等交付規則第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 固定資産税及び都市計画税の額 円
- 4 交付決定額 円
- 5 補助対象年度 年度分（ 年度目）
- 6 添付書類

松戸市ホテル等立地促進補助金実績報告書
（賃借料に対する補助）

年 月 日

（宛先）松戸市長

申請者 住 所
名 称
代表者氏名 印

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった松戸市ホテル等立地促進補助金
（賃借料に対する補助）について、松戸市補助金等交付規則第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 賃借料の額 円
- 4 交付決定額 円
- 5 本年度の補助期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 6 添付書類

松戸市ホテル等立地促進補助金実績報告書
（雇用奨励補助）

年 月 日

（宛先）松戸市長

申請者 住 所
名 称
代表者氏名 印

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった松戸市ホテル等立地促進補助金
（雇用奨励補助）について、松戸市補助金等交付規則第11条の規定により、下記のとおり報告しま
す。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 本年度の雇用奨励補助の対象者数 人
- 4 交付決定額 円
- 5 本年度の補助期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 6 添付書類

第6号様式（その4）

松戸市ホテル等立地促進補助金実績報告書
（運営費補助）

年 月 日

（宛先）松戸市長

申請者 住 所
名 称
代表者氏名 印

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった松戸市ホテル等立地促進補助金
（運営費補助）について、松戸市補助金等交付規則第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 コンベンションホールの運営形態
- 4 本年度の雇用奨励補助の対象者数 人
- 5 交付決定額 円
- 6 本年度の補助期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 7 添付書類

賃借料支払証明書

年 月 日

様

申請者 住 所
名 称
代表者氏名 印

松戸市ホテル等立地促進補助金交付要綱第10条の規定により、賃借料の支払状況の証明を願います。

1. 賃貸物件

名称: _____

所在地: 松戸市 _____

2. 証明期間 _____年 _____月 _____日から _____年 _____月 _____日まで

3. 上記の証明期間に係る賃借料 _____円

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

所 在 地

賃 貸 者 名

代表者氏名

印

雇用と納税に関する報告書

年 月 日

申請者 住所
 名称
 代表者氏名

印

(1) 雇用について (年 月 日現在)

全従業員数		人 (①+④)
① 常時雇用者 (注1)	人 (うち、松戸市民 人)	
② ①のうち、雇用奨励補助の対象になる新規常時雇用者 (注2)	人	
※第6号様式(その3)の「3.今年度の雇用奨励補助の対象者数」と同じ数 (うち、松戸市民 人)		
③ ①のうち、②以外的人数 (①△②)	人 (うち、松戸市民 人)	
④ ①以外の従業員	人	
⑤ ④のうち、パート社員	人 (うち、松戸市民 人)	
⑥ ④のうち、派遣社員	人 (うち、松戸市民 人) (注3)	

(注1) 常時雇用者とは「補助事業者(御社)によって直接雇用される者」のうち、次の要件を全て満たすものをいいます。

- ①雇用保険及び社会保険の被保険者であること。
- ②雇用の形態が、「期間の定めのない雇用」又は「1年以上の有期雇用であって更新を妨げないもの」であること。

(注2) 常時雇用者のうち、操業開始日の3月前から6月後までの期間に補助金の対象となる事業所で勤務することとなった者のうち以下のいずれかに該当するものをいいます。

- ①新たに採用された松戸市民(採用された時点で松戸市民ではない場合であっても、上記期間中に松戸市に住所を移した者を含む。)
- ②他の事業所から転勤してきた松戸市民(転勤してきた時点で松戸市民ではない場合であっても、上記期間中に松戸市に住所を移した者を含む。)

(注3) 「派遣社員のうち、松戸市民の数」は、把握できればご記入ください。

(2) 納税について

2020年度中に松戸市に支払った税金は以下の通りです。

①固定資産税及び都市計画税	:	土地	円
	:	家屋	円
	:	償却資産	円

②事業所税 (※4) 円

(※4) 県税の事業税とは異なりますので、ご注意ください。

③法人市民税 円

※企業立地促進補助金は、本市における「雇用と税収の増加」を目的として交付しております。

※本報告書は、当該補助金の効果を測定するために提出していただいております。

雇用と納税に関する報告書

年 月 日

申請者 住所
 名称
 代表者氏名

印

(1) 雇用について (年 月 日現在)

全従業員数		人 (①+④)
① 常時雇用者 (注1)	人 (うち、松戸市民 人)	
② ①のうち、雇用奨励補助の対象になる新規常時雇用者 (注2)	人	
※第6号様式(その3)の「3.今年度の雇用奨励補助の対象者数」と同じ数 (うち、松戸市民 人)		
③ ①のうち、②以外的人数 (①△②)	人 (うち、松戸市民 人)	
④ ①以外の従業員	人	
⑤ ④のうち、パート社員	人 (うち、松戸市民 人)	
⑥ ④のうち、派遣社員	人 (うち、松戸市民 人) (注3)	

(注1) 常時雇用者とは「補助事業者(御社)によって直接雇用される者」のうち、次の要件を全て満たすものをいいます。

- ①雇用保険及び社会保険の被保険者であること。
- ②雇用の形態が、「期間の定めのない雇用」又は「1年以上の有期雇用であって更新を妨げないもの」であること。

(注2) 常時雇用者のうち、操業開始日の3月前から6月後までの期間に補助金の対象となる事業所で勤務することとなった者のうち以下のいずれかに該当するものをいいます。

- ①新たに採用された松戸市民(採用された時点で松戸市民ではない場合であっても、上記期間中に松戸市に住所を移した者を含む。)
- ②他の事業所から転勤してきた松戸市民(転勤してきた時点で松戸市民ではない場合であっても、上記期間中に松戸市に住所を移した者を含む。)

(注3) 「派遣社員のうち、松戸市民の数」は、把握できればご記入ください。

(2) 納税について

2020年度中に松戸市に支払った税金は以下の通りです。

①固定資産税及び都市計画税	：	土地	円
	：	家屋	円
	：	償却資産	円

②事業所税 (※4) 円

(※4) 県税の事業税とは異なりますので、ご注意ください。

③法人市民税 円

※企業立地促進補助金は、本市における「雇用と税収の増加」を目的として交付しております。

※本報告書は、当該補助金の効果を測定するために提出していただいております。

松戸市ホテル等立地促進補助金交付請求書

(補助)

年 月 日

(宛先) 松戸市長

住 所

申請者 名 称

代表者氏名

印

年 月 日付け 第 号 で補助金交付決定のあった松戸市ホテル等立地促進
補助金 (補助) について、松戸市補助金等交付規則第14条の規定により、下記のと
おり請求します。

記

金 円

松戸市ホテル等立地促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、本市の経済振興に資することを目的に、観光・ビジネス等で本市を訪れる者の宿泊施設並びに市民及び事業者が利用するコンベンションホールの立地を促進するとともに、雇用の拡大を図るため、市内においてこれらの営業を行う企業に対して、予算の範囲内において松戸市補助金等交付規則（昭和55年松戸市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 立地 企業が宿泊施設等の事業所を市内に設置することをいう。
- (2) 常時雇用者 次のいずれにも該当する者をいう。
 - ア 補助事業者によって直接雇用されていること。
 - イ 期間の定めのない雇用又は1年以上の有期雇用（契約の更新が可能であるものに限る。）であること。
 - ウ 雇用保険及び社会保険の被保険者であること。
- (3) 新規常時雇用者 対象施設（別表第1に規定する対象施設をいう。以下同じ。）において勤務するために、新たに常時雇用者として雇用された市民又は市内に住所を移転した常時雇用者をいう。
- (4) 雇用者数認定期間 立地に係る操業開始の日の3月前から操業開始の日の6月後までの期間をいう。
- (5) 償却資産 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第4号に規定する償却資産をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、立地を行おうとする企業で次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市長に立地に関する計画書（以下「立地計画書」という。）を提出して、当該立地の計画について市長の承認を受けたこと。
 - (2) 市税を滞納していないこと。
- 2 前項の規定による立地計画書の提出は、当該立地に係る対象施設の建物の建設に着手し、又は取得若しくは賃貸借に係る契約の締結をする前に行わなければならない。

(補助金の種別等)

第4条 この要綱に基づき市長が交付する補助金は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ホテル立地促進補助金
 - (2) コンベンションホール・コンベンションホール付きホテル立地促進補助金
- 2 前項各号に規定する補助金の要件、額及び補助期間は、別表第2に定めるとおりとする。
- 3 第1項各号の補助金は、前条の規定による市長の承認を受けた一つの立地の計画において併用することはできない。

(操業開始届)

第5条 第3条の規定による市長の承認を受けた者は、操業を開始したときは、当該操業開始の日から14日以内に操業開始届（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付の申請)

第6条 規則第3条の規定により補助金の交付申請をしようとするときは、松戸市ホテル等立地促進

補助金交付申請書（第2号様式）に次に掲げる書類のうち市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 企業概要書
- (2) 事業概要書
- (3) 法人の登記事項証明書
- (4) 直近の決算書類
- (5) 取得した土地・家屋・償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の納税通知書の写し（固定資産税・都市計画税に対する補助に限る。）
- (6) 賃貸借契約書の写し（賃借料に対する補助に限る。）
- (7) 千葉県立地企業補助金交付要綱（平成26年千葉県告示第404号）第3条第3項の規定による知事の認定を受けている場合にあっては、同条第1項に規定する立地計画認定申請書の写し及び当該知事の認定を証する書類の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、当該年度において既に前項各号に規定する書類を提出している場合は、当該書類の提出を省略することができる。ただし、書類の内容に変更が生じている場合は、この限りでない。

3 第3条の規定による承認を受けた日（以下「承認日」という。）から2年を経過しても施設の整備に着手しない場合又は承認日から5年を経過しても操業しない場合は、補助金の交付申請をすることができない。

（交付の条件）

第7条 規則第5条第4号の市長が認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 交付決定日から起算して5年を経過する日まで、当該立地の計画に係る事業を実施すること。ただし、事業の休止又は廃止についてやむを得ない事由があると市長が認める場合は、この限りでない。
- (2) 固定資産税・都市計画税に対する補助にあっては、補助期間の固定資産税・都市計画税を減額する更正を受けたときは速やかに市長に報告すること。
- (3) 企業活動に際し、重大な法令違反等をしないこと。

（決定の通知）

第8条 規則第6条の規定による通知は、松戸市ホテル等立地促進補助金交付決定（却下）通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（承継）

第9条 合併、譲渡、分割その他の理由により補助事業者の事業を承継した場合において、当該施設での事業が継続される場合に限り、補助金の交付を受ける地位を承継することができる。

2 前項の規定により、その地位を承継する場合には、松戸市ホテル等立地促進補助金事業承継申請書（第4号様式）に、補助事業者の事業を承継したことを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請を受理した場合において、これを承認したときは、松戸市ホテル等立地促進補助金事業承継承認通知書（第5号様式）により、新たに補助事業者となった者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 規則第11条の規定により実績報告をしようとするときは、松戸市ホテル等立地促進補助

金実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類のうち市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 別表第2に規定する雇用要件を満たしていることを証明する書類
- (2) 取得した土地・家屋・償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の納税証明書（固定資産税・都市計画税に対する補助に限る。）
- (3) 賃借料支払証明書（賃借料に対する補助に限る。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、当該年度において既に前項各号に規定する書類を提出している場合は、当該書類の提出を省略することができる。ただし、書類の内容に変更が生じている場合は、この限りでない。

3 補助事業者は、規則第11条の規定による実績報告をするまでに、松戸商工会議所の入会申込をしなければならない。

（確定の通知）

第11条 規則第12条の規定による補助金の額の確定通知は、松戸市ホテル等立地促進補助金確定通知書（第7号様式）によるものとする。

（交付の請求）

第12条 規則第14条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、松戸市ホテル等立地促進補助金交付請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1

対象施設

区分	条件
1 ホテル	旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定するホテル営業の施設で、客室数が150室以上あるもの。
2 コンベンションホール	講演会・会議・展示会等を開催するための設備を備えたホールで、床面積が500㎡以上あるもの（当該施設内に調理場を有するものに限る。）をいう。ただし、葬儀を主たる使用目的とするもの及び通常レストラン経営の用に供されるものを除く。
3 コンベンションホール付きホテル	講演会・会議・展示会等を開催するための設備を備えたホールで、床面積が500㎡以上あるもの（葬儀を主たる使用目的とするもの及び通常レストラン経営の用に供されるものを除く。）を有するホテル（旅館業法第2条第2項に規定するホテル営業の施設）のうち、客室数が200室以上あるもの。
4 市長が特に認める施設	市長がその都度定める施設

備考 この表に掲げる施設であっても、次の各号のいずれかに掲げる事業が行われる施設は対象施設から除く。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は警察当局から排除要請のある者が運営に関与していると認められる事業
- (2) 無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている団体又は当該団体に属する者が運営に関与していると認められる事業
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づき、営業の許可又は届出を要する事業

- (4) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業
 (5) 公序良俗に反する等市長が不相当と認める事業

別表第2

1 ホテル立地促進補助金

区分	要件	補助金の額	補助金の限度額	補助期間
固定資産税・都市計画税に対する補助	次のいずれにも該当すること。 (1) 市内において対象施設を立地すること。(増築・改築・大規模修繕等を除く。)	補助金の交付を申請する年度に賦課される対象施設に係る固定資産税及び都市計画税の相当額の2分の1以内の額	1年度当たり3,000万円	操業開始の日以後初めて対象施設について固定資産税及び都市計画税の納付義務が生じた年度から3年度間
賃借料に対する補助	(2) 対象施設における常時雇用者が10人以上であること。	対象施設に係る賃借料(土地及び家屋に係るものに限る。)の3分の1以内の額	1年度当たり1,000万円	操業開始の日から3年間
雇用奨励補助		雇用者数認定期間に対象施設において雇用した新規常時雇用者1人当たり月額2万円	1年度当たり500万円	固定資産税・都市計画税に対する補助又は賃借料に対する補助の別に応じて、それぞれの補助期間に準ずる。

備考

- 1 「固定資産税・都市計画税に対する補助」と「賃借料に対する補助」は、どちらか一方のみ補助金の交付を受けることができる。
 2 要件の欄に規定する雇用要件の常時雇用者の数については、補助事業者によって直接雇用されている市民のうち常時雇用者以外のもの2人をもって常時雇用者1人とみなすことができる。

2 コンベンションホール・コンベンションホール付きホテル立地促進補助金

区分	要件	補助金の額	補助金の限度額	補助期間
固定資産税・都市計画税に対する補助	次のいずれにも該当すること。 (1) 市内において対象施設を立地すること。(増築・改築・大規模修繕等を除く。)	補助金の交付を申請する年度に賦課される対象施設に係る固定資産税及び都市計画税の相当額の3分の2以内の額	1年度当たり3,000万円	操業開始の日以後初めて対象施設について固定資産税及び都市計画税の納付義務が生じた年度から10年度間
賃借料に対する補助	(2) 対象施設における常時雇用者が10人以上であること。	対象施設に係る賃借料(土地及び家屋に係るものに限る。)の2分の1以内の額	1年度当たり2,000万円	操業開始の日から10年間
雇用奨励補助		雇用者数認定期間に対象施設において雇用した新規常時雇用者1人当たり月額2万円	1年度当たり500万円	固定資産税・都市計画税に対する補助又は賃借料に対する補助の別に応じて、それぞれの補助期間に準ずる。
運営費補助		コンベンションホールの運営に係る人件費又は委託料の2分の1以内の額	1年度当たり500万円	

備考

- 1 「固定資産税・都市計画税に対する補助」と「賃借料に対する補助」は、どちらか一方のみ補助金の交付を受けることができる。
 2 要件の欄に規定する雇用要件の常時雇用者の数については、補助事業者によって直接雇用されている市民のうち常時雇用者以外のもの2人をもって常時雇用者1人とみなすことができる。

本補助金に関する受付及びお問い合わせ先

〒271-8588 千葉県松戸市根本 387-5

松戸市 経済振興部 商工振興課 企業立地担当室

TEL:047-711-6377 (直通) FAX:047-366-1550

E-mail:mckigyoun@city.matsudo.chiba.jp